

令和7年度第1回 四国森林管理局事業評価技術検討会 議事概要

1 開催日 令和7年7月30日(水) 14:30~16:00

2 場所 四国森林管理局 6階 研修室

3 出席者

(1) 事業評価技術検討会 委員

高知工業高等専門学校	教授	ガイン・デニス
高知大学	准教授	赤池慎吾
森林総合研究所四国支所	産学官民連携推進調整監	吉村真由美

(2) 森林管理局

森林整備部長、計画保全部長、企画調整課長、計画課長、治山課長(欠席)、
森林整備課長、資源活用課長

(説明者)

治山課 災害対策分析官、地域業務対策官

(事務局)

企画調整課 監査官、監査係

4 議事概要

○期中の評価2件

・直轄地すべり防止事業(祖谷川地区)

委員：評価個票の令和3年度評価時点からの比較について、総便益が大きく増えている一方で、総費用がそれほど増えていないのはなぜか。

局：土砂流出防止便益のU:下流のダムに堆積した1m³の土砂を撤去するコストが、R5年度から倍近い単価になったため便益が上がっている。

委員：本件は環境インパクト調査が行われているのか。

局：本件は山を崩してコンクリートの建物を建てる開発行為ではなく、崩れている山を山として復旧することや守っていくことが目的であり、環境インパクト調査は行っていない。

委員：令和6年度末で8割方終了しているとのことだが、どこの部分が8割に当たるのか。今回延長する西山区域のことなのか。

局：ほとんどの区域の事業が終わっており、6年度末までの実績285億円に対し、令和7年度の全体計画が345億円という、金額ベースの話になる。

委員：西山区域に関しては、更に保全対象として何らかの措置をしないといけないのか。

局：地すべりの規模が大規模であることから、今後はそれを止めるために排水トンネル等を実施していく。

委員：事業実施後50年間の管理に関するコストはどうなっているのか。

局：地すべり防止事業では管理コストを10年に1回計上することとしている。本件では排水トンネル等の機能維持を図るための金額を見込んでいるが、それをいつ実施するかは事業箇所により異なる。

局：それでは、祖谷川地区の評価結果案として「事業費・事業期間を見直すことで、地すべりの安定化が図られること、事業の必要性、効率性、有効性が認められること、地元の強い要望があること等、総合的に検討した結果、事業の継続は妥当である。」という結論でよろしいか。

各委員：異議なし

・ 民有林直轄治山事業（奈半利川地区）

委員：事業を令和16年度まで延長することだが、昨今洪水や甚大な被害が生じている中で、今以上に物資や人経費が高騰する可能性もあるため、前倒しで完了できるようにした方がいいと考える。

局：できるだけ早く工事を完了させるべく事業は行っているが、作業現場まで資材を運べる道路が1つしかなく難しい状況。年度ごとに順番に工事を実施していくと、令和16年度までかかるという想定になっている。予算を確保しつつ早期完了できるように取組を進めていきたい。

委員：平成24年度開始の事業であるため、道はその段階で少しずつ作れているものではないのか。

局：当初は平鍋区域、小島区域ともにアクセスが全くできなかったので令和3年度までヘリで資材を運んでおり、年間にできることがかなり限られていた。

委員：ヘリで資材を運ぶ場合と、道路を使って資材を運ぶ場合、総額としてどちらが低

コストか。

局：総額としては道路を作った方が低コストだが、四国の場合は道路を作る山自体も急峻であり、年間に進む距離も 300m ほどしかない。道路を作っている期間に全く事業に着手しないということもできないため、一概に道路がいいとは言えない状況。

委員：へりだけにせずに道路を作るのはなぜか。

局：へりだけを使う場合、資材だけでなく重機等すべてを運ぶため、同じコンクリートのダムを 1 基作るにしても、1 億円や 1 億 5 千万円と高額になる。道を使えば 5000 万や 6000 万円で完成するため併用している。

委員：民有林とのことで所有者がたくさんいると思うが、所有者の状況を説明してほしい。事業にあたって所有者もお金を払うのか。

局：所有者の状況について、平鍋区域は、北川村が所有している部分が大半を占めており、残りは個人が若干所有している状況。小島区域は個人 1 人が、大谷区域は、崩壊のある面は企業が所有している。

また、所有者からお金をもらっておらず、国で事業費を支出し、後に 1/3 を県から負担分として補填される。

委員：資料に地方公共団体の意見が記載されているが、所有者や環境保護グループからの意見も書いたらどうか。

局：当事業は、市町村からの要望があって行っており、当局の条件としても、環境保護グループはじめ地元の人たちの意見を踏まえた合意の上での要望であるというのを前提に採択するため、今の段階で実は反対者がいたという事実はないという理解であり、市町村からの意見が、所有者と下流に住んでいる集落の皆様の意見を代弁しているという認識でいる。

委員：便益の計算表のところで、山地災害防止便益と人命保護便益で年間山腹崩壊発生率が違うのはどういった理由か。

局：調べたところ、年間山腹崩壊発生率は場所関係なく 0.032 と決まっている。山地災害防止便益での率は 1.000 になっているが、実際には 0.032 で計算されていると思われるため、確認する。

委員：金額には影響は出ないのか。

局：計算はどちらも 0.032 の率で計算されているため、影響はない。

委員：事業実施後の費用の中に事業終了後の事業費が計上されていないのは県が負担するということか。

局：本件は復旧治山事業であり、山に戻すということが大前提。復旧治山事業には地すべりの防止施設のような施設の管理という概念がないため、計上しない。

委員：事業費を計上しないとのことだが、実際には事業費がかかるのではないか。その時は事業終了後であっても国有林として事業はできるのか。

局：事業終了後は県に移管し、県が事業を行う。

委員：民有林で個人の事業者も所有しているということだが、この事業計画期間中に周辺の森林の伐採が制限されているのか。

局：特に制限はかけていないため周辺の伐採は可能だが、事業実施箇所は保安林に指定されている。

委員：保安林の指定の目的や制限に沿った形であれば伐採できるということで承知した。分収しているわけではないのか。分収していれば期限があると思うが。

局：分収であれば期限を延長していると思われる。保安林の指定をするときに協議をしているが、所有者の方に了解をいただいたうえで保安林をかけて施業を実施している。禁伐にはなっていないと思うが、保安林という以上ある程度制限はかかっているかと思う。

委員：大きな事業だと思うが、事業の金額や事業の計画の延長はどういった形で国民に対して知らされるのか。

局：8月末から9月上旬に林野庁のHPや四国局のHPで公表する。

局：委員の方からご指摘いただいた数字の確認を行うほか、様々なご意見を聞きながら事業を進めていきたいと思う。また、事業を早く終わらせた方がいいという意見についても真摯に受け止め、地域の安全安心のためにしっかり現場で事業を進めていく。

局：それでは、奈半利川地区の評価案としては、事業費・事業期間を見直すことで、早期復旧が図られること、事業の必要性、効率性、有効性が認められること、地元の強い要望もあること等、総合的に検討した結果、事業の継続は妥当である、という結論でよろしいか。

各委員：異議なし。